

国土利用計画法施行規則の改正に伴い、令和7年7月1日以降、市町村に届け出る土地取引については、新しい様式を使用してください。

- 大分県 都市・まちづくり推進課 管理・土地利用班 電話 097-506-4655

国土利用計画法に基づく届出制度とは？

適正かつ合理的な土地利用を図るための制度です。

▶国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地取引について、届出制度を設けています。

届出が必要な取引とは？

一定の面積以上の土地について売買などの契約を締結した場合に、土地の利用目的などについて届け出る必要があります。

▶一定面積に満たない取引であっても、過去に取得(または将来取得)する土地を一体で計画的または一連の計画性で取得する場合は届出要件に該当します。

一定面積以上の土地とは？

イ)市街化区域:2,000㎡以上 ロ)イを除く都市計画区域:5,000㎡以上
ハ)都市計画区域以外の区域:10,000㎡以上

届出は誰がいつ、どこに届け出ますか？

土地に関する権利の取得者が2週間以内に市町村へ届け出なければなりません。

▶届出は、土地に関する権利の取得者(買主等)が行います。契約を締結した日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村の国土利用計画法担当窓口に持参・郵送するか、電子申請により届け出てください。(郵送の場合は、期限内に市町村担当窓口に着する必要があり)

届出をしなかった場合、法律で罰せられます。

▶届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

手続きの流れ(電子申請の例)

①大分県のホームページから新しい様式(便利な入力フォームあり)をダウンロード

②届出書を作成し、添付書類を準備

※必要な書類:届出書、売買等契約書、位置図(縮尺5万分の1程度)、見取図(縮尺5千分の1程度)、字図

③「②の書類」を電子ファイル(エクセル、PDF)で添付して申請

④審査終了後、大分県から審査終了の通知がメールで届きます。

※届出書等の補正が必要な場合は、大分県または市町村から電話・メール等で連絡する場合があります。

詳細は「大分県 都市・まちづくり推進課」のサイトをご覧ください

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17510/totitorihiki.html>

・新しい様式ファイル、記載例

(R7年6月中旬に掲載予定)

・電子申請の手続方法

・市町村の担当課連絡先 などを掲載しています。

大分県 土地取引

検索

